

令和7年度

子ども・子育て支援等推進調査研究事業

「こども家庭支援人材に対する全国共通の研修実施状況等に関する調査研究」

新任者向け法定研修 新カリキュラム案

令和8年3月

PwC コンサルティング合同会社



## 1. はじめに

### (1) 背景

---

- 国策定の「新たな児童虐待防止対策総合強化プラン」（以下「新プラン」という。）においては、令和8年度末までに児童福祉司及び児童心理司の全国的な増員目標を立てており、今後も自治体において計画的な増員が進められることにより、経験の浅い職員や研修受講対象者の増加が見込まれるなか、人手不足が見られる支援現場においては、より効果的・効率的な研修の実施が求められている。
- さらに、現在のこども家庭支援を担う人材に対する全国共通の新任者向けの研修（「児童福祉司任用前講習会」、「児童福祉司任用後研修」、「要保護児童対策調整機関調整担当者研修」を指す。以下、「新任者向け法定研修」という。）については、科目の重複や研修体系全体の連続性等の観点から、研修内容の見直しや研修方法の検討が求められている。
- こうした背景を踏まえ、本事業では、新任者向け法定研修の現行カリキュラムの見直しを行い、児童福祉司の専門性向上に資する新たなカリキュラム案を策定した。

### (2) 本資料の位置づけ・活用にあたっての留意点

---

- 本資料では、新任者向け法定研修について、①一般到達目標（当該研修を受講した後に受講者が到達することが期待される姿）、②新カリキュラム案、③個別到達目標（各科目において習得することが期待される知識・態度・技術に関する到達目標）を整理している。
- 本資料の各研修の（2）新カリキュラム（案）において示している各科目の細目は、当該科目において取り扱うことが望ましい内容要素を整理したものであり、各自治体の研修企画担当者が研修を設計する際に活用することを想定している。各自治体においては、研修時間や地域の実情等を考慮しつつ、これらの要素を踏まえた研修内容を構成することが望ましい。
- なお、新任者向け法定研修の構成（科目名・コマ数）は、下表のとおり。

図表 1 新任者向け法定研修の構成（科目名・コマ数）

児童福祉司任用前講習会		児童福祉司任用後研修		要保護児童対策調整機関調整担当者研修	
科目名	コマ数	科目名	コマ数	科目名	コマ数
1. こどもの権利擁護	1	1. こどもの権利擁護	1	1. こどもの権利擁護	1
2. 個人情報への配慮と記録のあり方	1	2. こども家庭支援のための ケースマネジメント	3	2. 個人情報への配慮と記録のあり方	1
3. こども家庭支援の制度及び実施体制	1	3. こどもの面接・家族面接、家庭訪問 (ロールプレー)	2	3. こども家庭支援の制度及び実施体制	1
4. こどもの成長・発達と生育環境	2	4. 児童相談所の運営と実施体制	1	4. こどもの成長・発達と生育環境	1
5. こどもの生活に関する諸問題	1	5. 社会的養護の理解と連携	3	5. こどもの生活に関する諸問題	1
6. ソーシャルワークの基本	1	6. 関係機関との連携・協働	3	6. 要保護児童対策地域協議会の運営	3
7. こども家庭支援のための ケースマネジメント	2	7. 行政権限の行使と司法手続	2	7. こどもの面接・家族面接、家庭訪問 (ロールプレー)	1
8. こどもの面接・家族面接、家庭訪問 (ロールプレー)	2	8. こども虐待対応の基本	3	8. ソーシャルワークの基本	1
9. 児童相談所の業務と実施体制	2	9. 非行対応	2	9. こども家庭支援のための ケースマネジメントの基本	1
10. 社会的養護の理解と連携	2	合計	20	10. こども家庭センターの役割と業務	1
11. こども虐待対応の基本	3			11. 社会的養護の理解と連携	1
12. 非行対応の基本	1			12. こども虐待対応の基本	3
13. 障害相談・支援の基本	1			13. 母子保健の役割と連携	1
合計	20			14. こどもの所属機関の役割と連携	1
				15. こどもと家族の生活に関する法令と 制度の理解と活用	1
				合計	19

## 2. 児童福祉司任用前講習会（科目数：13、コマ数：20）

### （1）一般到達目標（案）

- こども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）としてこどもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを理解している。

### （2）新カリキュラム（案）

- 新カリキュラム案は以下のとおり。

No.	科目名	コマ数	細目
1	こどもの権利擁護	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利の考え方</li> <li>こどもの権利条約の理念と原則（「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」）</li> <li>国連「児童の代替的養護に関する指針」</li> <li>児童福祉法やこども基本法におけるこどもの権利</li> <li>家庭養育優先の原則</li> <li>パーマネンシーの考え方</li> <li>こどもの意見表明権とアドボカシー（こどもの意見表明・意見形成支援）</li> <li>こどもの権利侵害（体罰、SNSによるいじめ等）と権利救済</li> <li>社会的養護におけるこどもの権利</li> </ul>
2	個人情報への配慮と記録のあり方	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱い</li> <li>記録の取り方・管理</li> </ul>
3	こども家庭支援の制度及び実施体制	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭支援の必要性</li> <li>こども家庭支援に関する法令及び制度</li> <li>国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割</li> <li>児童相談所の任務・機能</li> <li>こども家庭センターの業務、児童相談所と市町村の関係</li> <li>要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>児童福祉審議会の目的と役割</li> </ul>

No.	科目名	コマ数	細目
4	こどもの成長・発達と 生育環境	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの心身の成長と発達（成長曲線、母子健康手帳等）</li> <li>・ 生育環境とその影響（逆境的小児期体験と保護因子、経済的困窮、保護者の養育能力等）</li> <li>・ 母子保健分野に関する基本的な知識</li> </ul>
5	こどもの生活に関する 諸問題	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの貧困、ヤングケアラー等の社会的問題</li> <li>・ 非行、ひきこもり、いじめ、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題</li> </ul>
6	ソーシャルワークの基本	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ソーシャルワークとは</li> <li>・ ソーシャルワークの原理と倫理</li> <li>・ ソーシャルワークの方法とその変遷</li> </ul>
7	こども家庭支援のための ケースマネジメント	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回面接と関係構築（ジョイニング）</li> <li>・ ケースに関する調査</li> <li>・ こども・親・家族、地域のアセスメント</li> <li>・ こども・家族の関係性のアセスメント</li> <li>・ ケースのリスクとストレングスの評価</li> </ul>
8	こどもの面接・家族面接、 家庭訪問（ロールプレー）	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの面接・家族面接、家庭訪問（ロールプレー）</li> </ul>

No.	科目名	コマ数	細目
9	児童相談所の業務と実施体制	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談受付、受理会議、調査、診断</li> <li>・ 一時保護の役割と機能</li> <li>・ 意見聴取等措置</li> <li>・ 援助方針会議</li> <li>・ 市町村等と児童相談所間の連携（送致、指導委託等）</li> <li>・ 他の児童相談所へのケース移管</li> <li>・ 関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方</li> <li>・ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制（重層的支援を含む）</li> </ul>
10	社会的養護の理解と連携	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護制度</li> <li>・ 里親制度（里親への支援を含む）</li> <li>・ 養子縁組制度</li> <li>・ 社会的養護における権利保障の取組</li> <li>・ こどもの回復に向けた支援（アタッチメント形成、トラウマインフォームドケア、喪失への支援等）</li> <li>・ パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント</li> <li>・ こども・家族のケアの継続性を尊重した支援</li> <li>・ ファミリーソーシャルワーク<sup>1</sup>及び家族関係形成支援のあり方</li> <li>・ 生い立ちの整理とアイデンティティ確立の支援（ライフストーリーワークによる人生史の振り返り、自己受容、将来への展望等）</li> <li>・ 自立に向けた支援（移行期支援を含む）</li> <li>・ 社会的養護と児童相談所等の関係機関との連携</li> </ul>
11	こども虐待対応の基本	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）</li> <li>・ こども虐待対応の基本原則</li> <li>・ こども虐待の発生予防</li> <li>・ こども虐待における早期発見・早期対応</li> <li>・ こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）</li> <li>・ 特別に留意が必要な虐待</li> <li>・ 性的虐待への対応</li> </ul>

<sup>1</sup> 本資料におけるファミリーソーシャルワークとは、親子関係のみならず、兄弟姉妹や親族関係、再編家族における新たな親子関係等を含む、家族全体の多様な関係性を対象とする福祉支援の枠組みを指します。

No.	科目名	コマ数	細目
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通告の受理、安全確認</li> <li>・ 通告時の聞き取り方</li> <li>・ 通告時の危機アセスメント、初期マネジメント</li> <li>・ 調査</li> <li>・ 事実や所見等に基づく虐待鑑別・判断</li> <li>・ 被害事実確認面接</li> <li>・ こども虐待における保護・支援 (在宅支援・分離保護・養育・家庭支援)</li> <li>・ DV との関連、DV 対応部署との連携</li> <li>・ 虐待に関連するこどもの生活に関する諸問題 (不登校、非行等)</li> <li>・ 虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響</li> <li>・ こども虐待事例の心理支援</li> <li>・ 保護者への支援</li> <li>・ こども虐待の重大な被害を受けた事例 (死亡事例を含む) の検証</li> </ul>
12	非行対応の基本	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非行等の行動の問題への対応の基本</li> <li>・ 不適切な行動が見られるこどもの背景</li> <li>・ 非行ケースへの介入のあり方</li> <li>・ 重大事案への対応</li> <li>・ 非行相談事例のケースマネジメント (アセスメント・プランニング)</li> <li>・ 少年法との関係性</li> <li>警察・司法等との連携のあり方</li> </ul>
13	障害相談・支援の基本	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害種別と障害支援区分</li> <li>・ 障害に関する法令と制度</li> <li>・ 障害児（医療的ケア児を含む）への対応、 保護者支援のあり方</li> <li>・ 障害児支援事業所との協働、療育との連携等</li> </ul>

(3) 個別到達目標 (案)

- 個別到達目標は以下のとおり。

No.	科目名		個別到達目標
1	こどもの権利擁護	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について理解している</li> <li>国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を理解している</li> <li>児童福祉法やこども基本法におけるこどもの権利について理解している</li> <li>家庭養育優先の原則について理解している</li> <li>パーマネンシーの考え方について理解している</li> <li>こどもの意見表明権とアドボカシー（こどもの意見表明・意見形成支援）について理解している</li> <li>こどもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解している</li> <li>こどもの権利侵害（体罰、SNSによるいじめ等）と権利救済について理解している</li> <li>社会的養護におけるこどもの権利について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる</li> <li>どの年齢であってもこどもの権利を尊重することができる</li> <li>同僚や上司に対しても、こどもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている</li> <li>こどもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
2	個人情報への配慮と記録のあり方	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護に関する関係規定及び個人情報の扱いについて理解している</li> <li>記録の重要性と適切な記録の書き方について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
3	こども家庭支援の制度及び実施体制	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭支援の必要性について理解している</li> <li>こども家庭支援に関する最新の政策とサービスについて述べるができる</li> <li>こども、障害児、ひとり親家庭に対する手当やサービスについて理解している</li> <li>各施設の運営指針、市町村こども家庭支援指針、里親及びファミリーホーム養育指針の骨子を理解している</li> <li>児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法等）の理念について理解している</li> <li>児童相談所運営指針について理解している</li> <li>児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について理解している</li> <li>児童相談所の任務・機能について理解している</li> <li>児童相談所（市町村を含める）のこども家庭相談の業務の流れ及び関係性について理解している</li> <li>児童相談所の他職種（心理職を含む）について理解している</li> <li>こども家庭センターの業務や児童相談所と市町村の関係について理解している</li> <li>要保護児童対策地域協議会の運営について理解している</li> <li>児童福祉審議会の目的と役割について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
4	こどもの成長・発達と生育環境	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの運動発達のマイルストーンについて理解している</li> <li>こどもの精神発達の概要について理解している</li> <li>こどもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について理解している</li> <li>生育環境とその影響（逆境的小児期体験と保護因子、経済的困窮、保護者の養育能力等）について理解している</li> <li>母子保健分野に関する基本的な知識を理解している</li> <li>こども及び保護者の精神疾患、知的障害、発達障害等の精神症状、行動特性について理解している</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の特性に関する評価の方法について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の様々な有り様（多様性）を理解し、受け止めることに努める</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
5	こどもの生活に関する諸問題	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの貧困、ヤングケアラー等の社会的問題について理解している</li> <li>非行、ひきこもり、いじめ、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題について理解している</li> <li>困難を抱える女性への支援について理解している</li> <li>無戸籍児童への対応について理解している</li> <li>居住実態が把握できないこどもについて理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
6	ソーシャルワークの基本	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソーシャルワークの定義、基本的な考え方について理解している</li> <li>ソーシャルワークの原理と倫理について理解している</li> <li>ソーシャルワークの方法とその変遷について理解している</li> <li>ソーシャルワークの方法論に基づいたこども家庭支援のあり方について理解している</li> <li>対人援助の基本（当事者との協働や多様性への配慮等）について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
7	こども家庭支援のためのケースマネジメント	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回面接と関係構築（ジョイニング）について理解している</li> <li>ケースに関する調査について理解している</li> <li>こども及び保護者の意向確認の重要性について理解している</li> <li>家族機能の評価の方法を理解している</li> <li>こどもの行動の問題に関するアセスメントの方法について理解している</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族関係、家族力動の評価のあり方について理解している</li> <li>・ ケースのリスクとストレングスの評価について理解している</li> <li>・ こども・保護者との協働と支援計画について理解している</li> <li>・ ケースマネジメントのあり方（地域関係機関と協働した支援等）について理解している</li> <li>・ 地域資源とそのアクセスの仕方について理解している</li> <li>・ ケース会議の進め方（ファシリテーション技術等）について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする意思がある</li> <li>・ 支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる</li> <li>・ 個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている</li> <li>・ 個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ -</li> </ul>
8	こどもの面接・家族面接、 家庭訪問（ロールプレー）	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者やこどもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いができている</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ -</li> </ul>
9	児童相談所の業務と 実施体制	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所の相談援助活動の流れについて理解している</li> <li>・ 相談受付、受理会議、調査、診断の進め方について理解している</li> <li>・ 一時保護の役割と機能について理解している</li> <li>・ 意見聴取等措置について理解している</li> <li>・ 援助方針会議について理解している</li> <li>・ 市町村等と児童相談所間の連携（送致、指導委託等）について理解している</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>他の児童相談所へのケース移管について理解している</li> <li>関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方について理解している</li> <li>地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制（重層的支援を含む）について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>援助方針を立てるときには、こどもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から関係機関と頻りに連絡をとり、連携を図るようにしている</li> </ul>
10	社会的養護の理解と連携	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及びこどもの養育の永続性と継続性について理解している</li> <li>社会的養護に関する費用徴収について理解している</li> <li>社会的養護における権利保障の取組について理解している</li> <li>里親制度（里親への支援を含む）について理解している</li> <li>親権・養子縁組・特別養子縁組等こども家族に係る民法の内容について理解している</li> <li>こどもの回復に向けた支援（アタッチメント形成、トラウマインフォームドケア、喪失への支援等）について理解している</li> <li>パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントについて理解している</li> <li>こども・家族のケアの継続性を尊重した支援について理解している</li> <li>アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて理解している</li> <li>社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解している</li> <li>ファミリーソーシャルワーク及び家族関係形成支援のあり方について理解している</li> <li>生い立ちの整理とアイデンティティ確立の支援（ライフストーリーワークによる人生史の振り返り、自己受容、将来への展望等）について理解している</li> <li>こどもの自立に向けた支援（特に移行期支援を含む）について理解している</li> <li>社会的養護と児童相談所等の関係機関との連携について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
		技術	・ -
11	こども虐待対応の基本	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども虐待に関する系統的な知識を有している</li> <li>・ こども虐待のリスク因子に関して理解している</li> <li>・ 民法における親権の理念及びその制限に関して理解している</li> <li>・ こども虐待の発生予防について理解している</li> <li>・ こども虐待における早期発見・早期対応について理解している</li> <li>・ 通告の受理、安全確認について理解している</li> <li>・ 通告時の聞き取り方について理解している</li> <li>・ 通告時の危機アセスメント、初期マネジメントについて理解している</li> <li>・ 調査について理解している</li> <li>・ 虐待を受けたこどもに対する診察技術に関する知識を有している</li> <li>・ 身体的虐待と事故の鑑別方法に関して理解している</li> <li>・ ネグレクトの判断に役立つこどもの所見に関して理解している</li> <li>・ 心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けたこどもの所見及び心理的虐待の判断について理解している</li> <li>・ こども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を理解している</li> <li>・ 被害事実確認面接について理解している</li> <li>・ こどもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について理解している</li> <li>・ こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）について理解している</li> <li>・ 特別に留意が必要な虐待について理解している</li> <li>・ 性的虐待への対応について理解している</li> <li>・ DV との関連、DV 対応部署との連携について理解している</li> <li>・ 虐待に関連するこどもの生活に関する諸問題（不登校、非行等）について理解している</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>こども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて理解している</li> <li>こども虐待事例の心理支援について理解している</li> <li>保護者への支援について理解している</li> <li>こども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
12	非行対応の基本	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>非行等の行動の問題への対応の基本について理解している</li> <li>不適切な行動が見られるこどもの背景について理解している</li> <li>非行ケースへの介入のあり方について理解している</li> <li>重大事案への対応について理解している</li> <li>非行相談事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）について理解している</li> <li>少年法との関係性について理解している</li> <li>警察・司法等との連携のあり方について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
13	障害相談・支援の基本	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害に関する基礎的な知識・制度について理解している</li> <li>障害支援区分認定等により利用できるサービス体系を理解している</li> <li>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳について理解している</li> <li>障害児（医療的ケア児を含む）への対応、保護者支援のあり方について理解している</li> <li>障害児支援事業所との協働、療育との連携等について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>

### 3. 児童福祉司任用後研修（科目数：9、コマ数：20）

#### （1）一般到達目標（案）

- こども家庭ソーシャルワーク（ケアワーク、ソーシャルアクション等）としてこどもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを理解し、説明できる。

#### （2）新カリキュラム（案）

- 新カリキュラム案は以下のとおり。

No.	科目名	コマ数	細目
1	こどもの権利擁護	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利の考え方</li> <li>こどもの権利条約の理念と原則（「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」）</li> <li>国連「児童の代替的養護に関する指針」</li> <li>児童福祉法やこども基本法におけるこどもの権利</li> <li>家庭養育優先の原則</li> <li>パーマネンシーの考え方</li> <li>こどもの意見表明権とアドボカシー（こどもの意見表明・意見形成支援）</li> <li>こどもの権利侵害（体罰、SNSによるいじめ等）と権利救済社会的養護におけるこどもの権利</li> </ul>
2	こども家庭支援のためのケースマネジメント	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回面接と関係構築（ジョイニング）</li> <li>ケースに関する調査</li> <li>こども・親・家族、地域のアセスメント</li> <li>こども・家族と関係性のアセスメント</li> <li>ケースのリスクとストレングスの評価</li> <li>こども・保護者との協働と支援計画</li> <li>こども、保護者や関係機関等への支援計画の説明の仕方</li> <li>ケースマネジメントのあり方（地域の関係機関と協働した支援等）</li> <li>ケースの進行管理・再評価・終結</li> <li>ケース会議の進め方（ファシリテーション技術等）</li> </ul>

No.	科目名	コマ数	細目
3	こどもの面接・家族面接、 家庭訪問（ロールプレー）	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの面接・家族面接、家庭訪問（虐待対応における対立場面等を含むロールプレー）</li> </ul>
4	児童相談所の運営と 実施体制	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパービジョンと支援者支援</li> <li>組織マネジメント</li> <li>医学診断と医師・保健師の協働（法医学も含む）</li> <li>法的対応と弁護士との協働</li> <li>多職種連携</li> </ul>
5	社会的養護の理解と連携	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養護制度</li> <li>里親制度（里親への支援を含む）</li> <li>養子縁組制度</li> <li>社会的養護における権利保障の取組</li> <li>こどもの回復に向けた支援（アタッチメント形成、トラウマインフォームドケア、喪失への支援等）</li> <li>パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント</li> <li>こども・家族のケアの継続性を尊重した支援</li> <li>ファミリーソーシャルワーク及び家族関係形成支援のあり方</li> <li>生い立ちの整理とアイデンティティ確立の支援（ライフストーリーワークによる人生史の振り返り、自己受容、将来への展望等）</li> <li>自立に向けた支援（移行期支援を含む）</li> <li>生活場面におけるこどもの回復支援</li> <li>社会的養護と児童相談所等の関係機関との連携</li> </ul>
6	関係機関との連携・協働	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもや家庭に関わる諸課題と各種関係機関の特徴と役割</li> <li>関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方</li> <li>関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性</li> <li>こども家庭センターと児童相談所との協働</li> <li>要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働</li> <li>関係機関との協働と在宅支援</li> <li>ヤングケアラー、若者支援、いじめ、不登校、自殺等対策</li> <li>地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制（重層的支援を含む）</li> </ul>

No.	科目名	コマ数	細目
7	行政権限の行使と司法手続	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政権限の行使と適正手続</li> <li>・ 家事審判手続の理解と活用</li> <li>・ 無戸籍児童・無国籍児童への対応</li> <li>・ 刑事手続の理解と司法面接の意義</li> </ul>
8	こども虐待対応	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）</li> <li>・ こども虐待対応の基本原則</li> <li>・ 逆境的小児期体験と保護因子、マルトリートメント</li> <li>・ こども虐待の発生予防</li> <li>・ こども虐待における早期発見・早期対応</li> <li>・ 通告の受理、安全確認</li> <li>・ 通告時の聞き取り方</li> <li>・ 通告時の危機アセスメント、初期マネジメント</li> <li>・ 調査</li> <li>・ 事実や所見等に基づく虐待鑑別・判断</li> <li>・ 被害事実確認面接</li> <li>・ 警察・検察等関係機関との連携</li> <li>・ こども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）</li> <li>・ こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）</li> <li>・ 特別に留意が必要な虐待</li> <li>・ 性的虐待への対応</li> <li>・ DV との関連、DV 対応部署との連携</li> <li>・ 虐待に関連するこどもの生活に関する諸問題（不登校、非行等）</li> <li>・ 虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響</li> <li>・ こども虐待事例の心理療法（児童心理司や医療機関との連携、治療環境の調整における児童福祉司の役割等）</li> <li>・ 保護者への支援</li> <li>・ こども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証</li> </ul>
9	非行対応	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非行等の行動の問題への対応の基本</li> <li>・ 非行ケースへの介入のあり方</li> <li>・ 重大事案への対応</li> <li>・ 非行相談事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）</li> <li>・ 少年法との関係性</li> <li>・ 警察・司法等との連携のあり方</li> </ul>

(3) 個別到達目標 (案)

- 個別到達目標は以下のとおり。

No.	科目名		個別到達目標
1	こどもの権利擁護	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について理解し、説明できる</li> <li>国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を理解し、説明できる</li> <li>児童福祉法やこども基本法におけるこどもの権利について理解し、説明できる</li> <li>家庭養育優先の原則について理解し、説明できる</li> <li>パーマネンシーの考え方について理解し、説明できる</li> <li>こどもの意見表明権とアドボカシー（こどもの意見表明・意見形成支援）について理解し、説明できる</li> <li>こどもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解し、説明できる</li> <li>こどもの権利侵害（体罰、SNSによるいじめ等）と権利救済について理解し、説明できる</li> <li>社会的養護におけるこどもの権利について理解し、説明できる</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる</li> <li>どの年齢であってもこどもの権利を尊重することができる</li> <li>同僚や上司に対しても、こどもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている</li> <li>こどもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
2	こども家庭支援のための ケースマネジメント	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回面接と関係構築（ジョイニング）について理解し、説明できる</li> <li>ケースに関する調査について理解し、説明できる</li> <li>こども及び保護者の意向確認の重要性について理解し、説明できる</li> <li>家族機能の評価の方法を理解し、説明できる</li> <li>地域資源とそのアクセスの仕方について理解し、説明できる</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの行動の問題に関するアセスメントの方法について理解し、説明できる</li> <li>・ 家族関係、家族力動の評価のあり方について理解し、説明できる</li> <li>・ ケースのリスクとストレングスの評価について理解し、説明できる</li> <li>・ こども・保護者との協働と支援計画について理解し、説明できる</li> <li>・ ケースマネジメントのあり方（地域関係機関と協働した支援等）について理解し、説明できる</li> <li>・ ケース会議の進め方（ファシリテーション技術等）について理解し、説明できる</li> </ul>
		<p style="text-align: center;">態度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親・家族・関係機関を尊重し、適切なコミュニケーションを維持しようとする意思がある</li> <li>・ 支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる</li> <li>・ 個別ケース検討会議で決定した事項を確実に実施し、実施できなかった時には確実に調整機関に連絡を行っている</li> <li>・ 個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている</li> </ul>
		<p style="text-align: center;">技術</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族及び関係者から十分な情報をとる計画を立て、実行することができる</li> <li>・ こどもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる</li> <li>・ 本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいてこども及びその家族機能に関する適切なアセスメントを行うことができる</li> <li>・ 予後を見定め、適切な支援を行うための総合的かつ包括的なアセスメントができる</li> <li>・ 親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係等、関係性の問題を適切に把握できる</li> <li>・ 上記の評価及びその事例の見通しに関して関係機関等に説明し、適切に意見を求めて調整することができる</li> <li>・ 非行を含めたこどもの行動の問題に関して適切な評価とそれに基づく介入を適切に行うことができる</li> <li>・ 介入方法に関する児童相談所の意見を、こどもに対しその年齢に応じた説明ができ、その家庭、関係機関にも適切に説明して、その意見も聞き、介入方法決定に反映させることができる</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる</li> <li>相談ケースに関し、こども虐待相談を含め、関係機関との連携のもとに、適切に継続的な支援計画を立案し、支援計画を関係機関と共有して実行することができる</li> <li>ケース検討のためにケースの概要をまとめることができる</li> <li>ケースの進行管理を行うことができる</li> </ul>
3	こどもの面接・家族面接、 家庭訪問（ロールプレー）	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について理解し、説明できる（虐待対応における対立場面等を含む）</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者やこどもに安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いができている</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの年齢にあった聞き取りを行うことができる</li> <li>こどもの意見・意向を適切に聞くことができる</li> <li>夫婦面接、家族合同面接を実施し家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整ができる</li> <li>面接等において、保護者との適切なコミュニケーションを図り、保護者の特性に応じた支援ができる</li> <li>保護者に対して、受容的な面接と教育的な面接を組み合わせる行うことができる</li> <li>自身の対人関係のパターンやコミュニケーションの特徴等の自覚に努め、こどもや保護者に対して接することができる</li> </ul>
4	児童相談所の運営と 実施体制	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイズの受け方・活用方法と支援者支援について理解し、説明できる</li> <li>組織マネジメントについて理解し、説明できる</li> <li>医学診断と医師・保健師の協働（法医学を含む）について理解し、説明できる</li> <li>法的対応と弁護士の協働について理解し、説明できる</li> <li>多職種連携について理解し、説明できる</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイズを受ける者（スーパーバイジー）であることを自覚することができる</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 援助方針を立てるときには、こどもの生命や最善の利益を何よりも重視し、判断を行っている</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所内の児童福祉司、児童心理司、一時保護所等を適切に協働させて対応することができる</li> <li>・ 児童心理司等と連携し、様々な家庭を支援する技法を活用することができる</li> <li>・ 多職種により実施されるカンファレンスにおける評価、多職種連携を行うことができる</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会に参加して適切な連携ができる</li> <li>・ 児童福祉司指導の市町村等への委託に関して、適切にマネジメントでき、協働することができる</li> <li>・ こども虐待以外の養護相談について、市町村の在宅支援サービスとの整合性を図り、適切に対応することができる</li> <li>・ 育成相談、保健相談、障害相談等、様々な相談に対応するとともに、必要に応じて市町村による支援に移行するよう、適切な援助・指導ができる</li> </ul>
5	社会的養護の理解と連携	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親権・養子縁組・特別養子縁組等こども家族に係る民法の内容について理解し、説明できる</li> <li>・ 社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及びこどもの養育の永続性と継続性について理解し、説明できる</li> <li>・ 里親制度（里親への支援を含む）について理解し、説明できる</li> <li>・ 社会的養護における権利保障の取組について理解し、説明できる</li> <li>・ こどもの回復に向けた支援（アタッチメント形成、トラウマインフォームドケア、喪失への支援等）について理解し、説明できる</li> <li>・ パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントについて理解し、説明できる</li> <li>・ アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて理解し、説明できる</li> <li>・ こども・家族のケアの継続性を尊重した支援について理解し、説明できる</li> <li>・ 社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解し、説明できる</li> <li>・ ファミリーソーシャルワーク及び家族関係形成支援のあり方について理解し、説明できる</li> <li>・ 生い立ちの整理とアイデンティティ確立の支援（ライフストーリーワークによる人生史の振り返り、</li> </ul>

No.	科目名	個別到達目標				
		<p>自己受容、将来への展望等) について理解し、説明できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの自立に向けた支援(特に移行期支援を含む)について理解し、説明できる</li> <li>・ 生活場面におけるこどもの回復支援について理解し、説明できる</li> <li>・ 社会的養護と児童相談所等の関係機関との連携方法について理解し、説明できる</li> </ul>				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">態度</td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ -</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="width: 30px; text-align: center; vertical-align: middle;">技術</td> <td style="padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護を利用する必要がある場合は、こどもに対して、その旨を十分に説明し、こどもからの意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択することができる</li> <li>・ 社会的養護関係者にこどもとその家庭に関する評価と見通しを伝えることができる</li> <li>・ 社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる</li> <li>・ 家庭復帰が適切なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる</li> <li>・ 社会的養護関係者ととも、適切に自立支援を行うことができる</li> <li>・ こどもが実親家庭に戻る、又は里親家庭若しくは養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる</li> <li>・ 里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる</li> <li>・ 里親からの相談に的確にこたえることができる</li> <li>・ こどもが社会的養護（サービス）を利用している間、市町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者ととも、そのこどもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる</li> <li>・ 上記の支援の結果としての家族機能の改善等の適切なアセスメントができる</li> <li>・ 社会的養護のこども及び家族を適切にアセスメントして、こどもの養育の持続性を保障するソーシャルワークを行うことができる</li> <li>・ 上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる</li> <li>・ こどもへの移行期支援を行うことができる</li> </ul> </td> </tr> </table>	態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ -</li> </ul>	技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護を利用する必要がある場合は、こどもに対して、その旨を十分に説明し、こどもからの意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択することができる</li> <li>・ 社会的養護関係者にこどもとその家庭に関する評価と見通しを伝えることができる</li> <li>・ 社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる</li> <li>・ 家庭復帰が適切なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる</li> <li>・ 社会的養護関係者ととも、適切に自立支援を行うことができる</li> <li>・ こどもが実親家庭に戻る、又は里親家庭若しくは養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる</li> <li>・ 里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる</li> <li>・ 里親からの相談に的確にこたえることができる</li> <li>・ こどもが社会的養護（サービス）を利用している間、市町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者ととも、そのこどもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる</li> <li>・ 上記の支援の結果としての家族機能の改善等の適切なアセスメントができる</li> <li>・ 社会的養護のこども及び家族を適切にアセスメントして、こどもの養育の持続性を保障するソーシャルワークを行うことができる</li> <li>・ 上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる</li> <li>・ こどもへの移行期支援を行うことができる</li> </ul>
態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ -</li> </ul>					
技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護を利用する必要がある場合は、こどもに対して、その旨を十分に説明し、こどもからの意見を十分に聞いた上で、適切な社会的養護の種別を選択することができる</li> <li>・ 社会的養護関係者にこどもとその家庭に関する評価と見通しを伝えることができる</li> <li>・ 社会的養護に関しての費用徴収事務を適切に行うことができる</li> <li>・ 家庭復帰が適切なケースについては、家庭復帰プログラムを作成し、家庭復帰を進めることができる</li> <li>・ 社会的養護関係者ととも、適切に自立支援を行うことができる</li> <li>・ こどもが実親家庭に戻る、又は里親家庭若しくは養子縁組に移行していくプロセスの中で適切なソーシャルワークを行うことができる</li> <li>・ 里親希望者に対して、里親の目的や種別、条件等について案内することができる</li> <li>・ 里親からの相談に的確にこたえることができる</li> <li>・ こどもが社会的養護（サービス）を利用している間、市町村や地域の社会福祉関係者・関係機関及び社会的養護関係者ととも、そのこどもの家庭の支援を計画し、実行するための継続的マネジメントができる</li> <li>・ 上記の支援の結果としての家族機能の改善等の適切なアセスメントができる</li> <li>・ 社会的養護のこども及び家族を適切にアセスメントして、こどもの養育の持続性を保障するソーシャルワークを行うことができる</li> <li>・ 上記のソーシャルワークに関して適切に記録に残すことができる</li> <li>・ こどもへの移行期支援を行うことができる</li> </ul>					

No.	科目名		個別到達目標
6	関係機関との連携・協働	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもや家庭に関わる諸課題と各種関係機関の特徴・機能について理解し、説明できる</li> <li>・ 関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方について理解し、説明できる</li> <li>・ 関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性について理解し、説明できる</li> <li>・ こども家庭センターと児童相談所との協働について理解し、説明できる</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働について理解し、説明できる</li> <li>・ ヤングケアラー、若者支援、いじめ、不登校、自殺等対策について理解し、説明できる</li> <li>・ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制（重層的支援を含む）について理解し、説明できる</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃から関係機関と頻りに連絡をとり、連携が図られるようにしている</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者等も含めた関係機関とネットワークを構築できる</li> <li>・ 児童相談所が連携できる他の専門機関等に関する知識を有し、活用することができる</li> <li>・ 児童相談所機能だけでは対応できないケースに対応するため、必要な資源は何か、それらは地域のどこにあってどう結び付けていけばいいのかという、コーディネートができる</li> <li>・ 社会資源の開発を行い、それを活用することができる</li> </ul>
7	行政権限の行使と司法手続	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所が行う業務の法的根拠を説明することができる</li> <li>・ 児童相談所に関する法的権限について述べるすることができる</li> <li>・ 児童福祉法における児童相談所の権限について説明することができる</li> <li>・ 児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致等、児童相談所固有の行政権限を的確に説明することができる</li> <li>・ 児童福祉法第 28 条に基づく措置、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の申立て、親権停止・喪失の申立て等、家庭裁判所への申立てについて理解し、説明することができる</li> <li>・ 行政処分やそれに対する不服審査について理解し、説明することができる</li> <li>・ 家事審判手続の理解と活用について理解し、説明できる</li> <li>・ 就籍についての手続を理解し、説明することができる</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>無戸籍児童・無国籍児童への対応について理解し、説明できる</li> <li>刑事手続や司法面接の意義について理解し、説明できる</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>親権行使の制限等に当たり、行政手続法等に基づく適正な手続を踏まえた対応ができる</li> <li>児童相談所の権限行使に関して、関係機関の意見も聞き、適切な連携のもとに決定することができる</li> <li>上記の決定に関して、当該子どもにはその年齢に応じた十分な説明ができ、その家庭や関係機関に適切な説明ができる</li> <li>法的な判断を必要とするケースに対応するための適切な法的対応力を身につけている</li> <li>棄児・置き去り児に対して適切な対応ができる</li> <li>未就籍児童の就籍手続きを援助することができる</li> <li>外国籍の家族について対応できる</li> </ul>
8	こども虐待対応	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども虐待に関する系統的な知識を有し、説明できる</li> <li>こども虐待のリスク因子に関して理解し、説明できる</li> <li>こども虐待やその他の逆境体験による心身のダメージについて理解し、説明できる</li> <li>こども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解し、説明できる</li> <li>民法における親権の理念及びその制限に関して理解し、説明できる</li> <li>逆境的小児期体験と保護因子、マルトリートメントについて理解し、説明できる</li> <li>こども虐待の発生予防について理解している</li> <li>こども虐待における早期発見・早期対応について理解している</li> <li>通告の受理、安全確認について理解している</li> <li>通告時の聞き取り方について理解している</li> <li>通告時の危機アセスメント、初期マネジメントについて理解している</li> <li>心理的虐待（家庭内暴力にさらされた状態を含む）を受けたこどもの所見及び心理的虐待の判断に</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<p>ついて理解し、説明できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待事案における警察・検察との連携方法について理解し、説明できる</li> <li>・ こどもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について理解し、説明できる</li> <li>・ 虐待を受けたこどもに対する診察技術に関する知識を有し、説明できる</li> <li>・ こども虐待による頭部外傷や、性的虐待の被害事実確認を含めた評価方法を理解し、説明できる</li> <li>・ 身体的虐待と事故の鑑別方法に関して理解し、説明できる</li> <li>・ ネグレクトの判断に役立つこどもの所見に関して理解し、説明できる</li> <li>・ こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）について理解し、説明できる</li> <li>・ 特別に留意が必要な虐待や性的虐待への対応について理解し、説明できる</li> <li>・ 性的虐待への対応について理解し、説明できる</li> <li>・ DV との関連、DV 対応部署との連携について理解し、説明できる</li> <li>・ 虐待に関連するこどもの生活に関する諸問題（不登校、非行等）について理解し、説明できる</li> <li>・ 虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響について理解し、説明できる</li> <li>・ こども虐待事例の心理療法について理解し、説明できる（予防・介入の一環としての理解）</li> <li>・ 保護者への支援について理解している</li> <li>・ こども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解について理解し、説明できる</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ -</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと介入を行うことができる</li> <li>・ 一時保護を行うに当たり、こどもの生命の危機等を察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる</li> <li>・ こども虐待の重症度判定のリスクアセスメント、及びこどもの生命の危機等を察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる</li> <li>・ こども虐待の判断に関して、情報収集、リスクアセスメント、こどもの心身のアセスメント、家族機能</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<p>のアセスメント、専門家へのコンサルテーション等を適切に行い、虐待の有無を適切に評価できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な調査を行うことができる</li> <li>被害事実確認面接を行うことができる</li> <li>児童相談所内で適切に自らの社会診断について総合的に説明し、情報共有ができ、適切な介入に関する所内の決定に結び付けることができる</li> <li>一時保護施設での移行期（家庭から保護施設等）ケアができる</li> <li>こども虐待対応の介入型のソーシャルワークを行うことができる</li> </ul>
9	非行対応	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>非行等の行動の問題への対応の基本について理解し、説明できる</li> <li>非行ケースへの介入のあり方について理解し、説明できる</li> <li>重大事案への対応について理解し、説明できる</li> <li>非行相談事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）について理解し、説明できる</li> <li>少年法との関係性について理解し、説明できる</li> <li>警察・司法等との連携のあり方について理解し、説明できる</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>触法少年・ぐ犯少年に適切に対応できる</li> <li>少年法に基づく家庭裁判所送致等の手続ができる</li> </ul>

#### 4. 要保護児童対策調整機関調整担当者研修（科目数：15、コマ数：19）

##### （1）一般到達目標（案）

- こどもの権利を守ることを最優先の目的としたソーシャルワークを理解し、その一環として、関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる。

##### （2）新カリキュラム（案）

- 新カリキュラム案は以下のとおり。

No.	科目名	コマ数	細目
1	こどもの権利擁護	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利の考え方</li> <li>こどもの権利条約の理念と原則（「差別の禁止」、「こどもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの意見の尊重」）</li> <li>国連「児童の代替的養護に関する指針」</li> <li>児童福祉法やこども基本法におけるこどもの権利</li> </ul>
2	個人情報への配慮と記録のあり方	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の取扱い</li> <li>記録の取り方・管理</li> <li>.</li> </ul>
3	こども家庭支援の制度及び実施体制	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭支援の必要性</li> <li>こども家庭支援に関する法令及び制度</li> <li>国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割</li> </ul>

No.	科目名	コマ数	細目
4	こどもの成長・発達と 生育環境	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの心身の成長と発達</li> <li>こどもの障害や特性の理解と支援</li> <li>生育環境とその影響（逆境的小児期体験と保護因子、経済的困窮、保護者の養育能力等）</li> <li>保護者の精神疾患、障害、依存症等の理解と支援</li> </ul>
5	こどもの生活に関する 諸問題	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの貧困、ヤングケアラー等の社会的問題</li> <li>困難を抱える女性への支援</li> <li>非行、ひきこもり、いじめ、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題</li> <li>無戸籍児童への対応</li> <li>居住実態が把握できないこども</li> </ul>
6	要保護児童対策地域協議会 の運営	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関の特徴と役割</li> <li>個別ケース検討会議の効果的な実施・運営</li> <li>関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方</li> <li>進行管理を行う意義と目的</li> <li>多機関ネットワーク（こども・若者支援地域協議会、重層的支援会議等）</li> <li>要保護児童対策地域協議会で扱うケースの管理</li> <li>関係機関との協働と在宅支援</li> <li>調整機関の役割</li> <li>要保護児童対策地域協議会の運営</li> <li>他市町村及び管轄外児童相談所との連携</li> </ul>
7	こどもの面接・家族面接、 家庭訪問（ロールプレー）	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの面接・家族面接・家庭訪問（ロールプレー）</li> </ul>
8	ソーシャルワークの基本	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソーシャルワークとは</li> <li>ソーシャルワークの方法論に基づいたこども家庭支援のあり方</li> <li>ソーシャルワークの原理と倫理</li> <li>対人援助の基本（当事者との協働や多様性への配慮等）</li> <li>ソーシャルワークの方法とその変遷</li> </ul>
9	こども家庭支援のための ケースマネジメントの基本	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケースマネジメントのあり方（地域関係機関と協働した支援等）</li> <li>こども・家族の関係性のアセスメント</li> <li>初回面接と関係構築（ジョイニング）</li> <li>ケースのリスクとストレングスの評価</li> <li>ケースに関する調査</li> <li>こども・保護者との協働と支援計画</li> <li>ケースの進行管理・再評価・終結</li> </ul>

No.	科目名	コマ数	細目
			<ul style="list-style-type: none"> <li>こども・親・妊婦・家族、地域のアセスメント</li> <li>ケース会議の進め方(ファシリテーション技術)</li> </ul>
10	こども家庭センターの役割と業務	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭センターの目的、役割、業務</li> <li>相談受理と支援の流れ</li> <li>一体的支援と合同ケース会議</li> <li>家庭支援事業等のサービス活用、利用 勧奨・措置</li> <li>サポートプラン</li> <li>市町村等と児童相談所間の連携 (送致、指導委託等)</li> </ul>
11	社会的養護の理解と連携	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養護制度</li> <li>里親制度(里親への支援を含む)</li> <li>養子縁組制度</li> <li>社会的養護における権利保障の取組</li> <li>こどもの回復に向けた支援(アタッチメント形成、トラウマインフォームドケア、喪失への支援等)</li> <li>パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント</li> <li>こども・家族のケアの継続性を尊重した支援</li> <li>ファミリーソーシャルワーク<sup>2</sup>及び家族関係形成支援のあり方</li> <li>生き立ちの整理とアイデンティティ確立の支援(ライフストーリーワークによる人生史の振り返り、自己受容、将来への展望等)</li> <li>自立に向けた支援(移行期支援を含む)</li> <li>社会的養護施設と市町村との連携</li> </ul>
12	こども虐待対応の基本	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども虐待の一般的知識(現状と課題を含む)</li> <li>こども虐待対応の基本原則</li> <li>こども虐待の発生予防</li> <li>こども虐待における早期発見・早期対応</li> <li>こども虐待事例のケースマネジメント (アセスメント・プランニング)</li> <li>特別に留意が必要な虐待</li> <li>性的虐待への対応</li> </ul>

<sup>2</sup> 本資料におけるファミリーソーシャルワークとは、親子関係のみならず、兄弟姉妹や親族関係、再編家族における新たな親子関係等を含む、家族全体の多様な関係性を対象とする福祉支援の枠組みを指します。

No.	科目名	コマ数	細目
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通告の受理、安全確認</li> <li>・ 通告時の聞き取り方</li> <li>・ 通告時の危機アセスメント、初期マネジメント</li> <li>・ 調査</li> <li>・ 事実や所見等に基づく虐待鑑別・判断</li> <li>・ 被害事実確認の留意点</li> <li>・ こども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DV との関連、DV 対応部署との連携</li> <li>・ 虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響</li> <li>・ こども虐待事例の心理支援</li> <li>・ 保護者への支援</li> <li>・ こども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証</li> </ul>
13	母子保健の役割と連携	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 母子保健における視点</li> <li>・ 母子保健に関する法令と施策</li> <li>・ 母子保健事業の展開と実務（母子健康手帳の活用を含む）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定妊婦の把握と支援</li> <li>・ 母子保健との一体的な支援</li> <li>・ 保健所との連携のあり方</li> </ul>
14	こどもの所属機関の役割と連携	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属機関の役割</li> <li>・ 教育機関との連携のあり方</li> <li>・ 保育所等の利用と連携のあり方</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属機関における特別なニーズのあるこどもへの支援</li> </ul>
15	こどもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども・子育て支援制度</li> <li>・ こどもの貧困対策</li> <li>・ こどもの自殺防止対策</li> <li>・ こども・若者支援制度</li> <li>・ ひとり親家庭の支援制度</li> <li>・ 地域共生社会に向けた包括的支援体制（重層的支援を含む）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害種別と障害支援区分</li> <li>・ 障害に関する法令と制度</li> <li>・ 障害児（医療的ケア児を含む）への対応、保護者支援のあり方</li> <li>・ 生活保護制度・低所得者対策制度</li> </ul>

(3) 個別到達目標 (案)

- 個別到達目標は以下のとおり。

No.	科目名		個別到達目標
1	こどもの権利擁護	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利及び権利条約の4つの柱（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）について理解している</li> <li>国連総会採択決議「児童の代替的養護に関する指針」の骨子を理解している</li> <li>児童福祉法やこども基本法におけるこどもの権利について理解している</li> <li>家庭養育優先の原則について理解している</li> <li>パーマネンシーの考え方について理解している</li> <li>こどもの意見表明権とアドボカシー（こどもの意見表明・意見形成支援）について理解している</li> <li>こどもの意見・意向を適切に聞き、合意形成をすることの意義について理解している</li> <li>こどもの権利侵害（体罰、SNSによるいじめ等）と権利救済について理解している</li> <li>社会的養護におけるこどもの権利について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの権利を守ることを貫く強い姿勢をもつことができる</li> <li>どの年齢であってもこどもの権利を尊重することができる</li> <li>同僚や上司に対しても、こどもの権利を守ることに基づく意見をしっかりと述べることのできる態度を身につけている</li> <li>こどもの権利擁護実現のために仕事をしていることを常に意識している</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
2	個人情報への配慮と記録のあり方	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護に関する関係規定及び個人情報の扱いについて理解している</li> <li>記録の重要性と適切な記録の書き方について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護に関する関係規定を理解し、適切な文書管理を行うことができる</li> </ul>
3	こども家庭支援の制度及び	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭支援の必要性について理解している</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
	実施体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法及び関連法（児童虐待の防止等に関する法律、少年法等）の理念について理解している</li> <li>市町村子ども家庭支援指針の骨子について理解している</li> <li>児童福祉法及び関連法における市町村、都道府県、国の役割について理解している</li> <li>児童相談所の業務について理解している</li> <li>児童福祉司指導、入所措置、一時保護、家庭裁判所送致等、児童相談所固有の行政権限を理解している</li> <li>所管児童相談所と子ども家庭相談担当課間の役割や協働について理解している</li> <li>ケース移管の具体的な対応について理解している</li> </ul>
		態度	・ -
		技術	・ -
4	こどもの成長・発達と 生育環境	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>新生児期から思春期までの子育ての方法について理解している</li> <li>乳幼児の成長発達に必要な栄養、ケア及び環境について理解している</li> <li>こどもの成長の評価（母子健康手帳、成長曲線等）について理解している</li> <li>こどもの運動発達のマイルストーンについて理解している</li> <li>こどもの精神発達の概要について理解している</li> <li>こどもの心身の状態についての評価のあり方について理解している</li> <li>生育環境とその影響（逆境的小児期体験と保護因子、経済的困窮、保護者の養育能力等）について理解している</li> <li>こどもの障害や特性の理解と支援について理解している</li> <li>保護者の精神疾患、障害、依存症等の理解と支援について理解している</li> </ul>
		態度	・ 保護者の様々な有り様（多様性）を理解し、受け止めることに努める
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者の特性を評価することができる</li> <li>心理職の専門性を活用することができる</li> </ul>
5	こどもの生活に関する	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ、こどもの貧困等の社会的問題について理解している</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
	諸問題		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題について理解している</li> <li>・ ヤングケアラーについて理解している</li> <li>・ 困難を抱える女性への支援について理解している</li> <li>・ 無戸籍児童への対応について理解している</li> <li>・ 居住実態が把握できないこどもについて理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの行動の問題に留まらず、その背景や深層を理解している</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの行動の問題に関して適切な評価とそれに基づく支援方針を立てることができる</li> <li>・ こどもの生活に関する諸問題について適切にケースマネジメントができる</li> <li>・ 居住実態が把握できないこどもの調査を実施し、適切な対応ができる</li> <li>・ 無戸籍児の対応を適切に行うことができる</li> </ul>
6	要保護児童対策地域協議会の運営	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各関係機関の機能・役割について理解している</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の法的根拠（条例等を含む）を理解している</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の意義を理解している</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会の守秘義務について理解している</li> <li>・ 要保護児童対策調整機関の意義と役割を理解している</li> <li>・ 要保護児童対策調整機関の調整担当者の役割を理解している</li> <li>・ 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「支援対象児童等」という）の対応には、各関係機関等が情報共有し、役割分担し協働して支援することの必要性を理解している</li> <li>・ 支援対象児童等に関する他機関等からの情報提供依頼の根拠を理解している</li> <li>・ 支援対象児童等に関する包括的な評価に基づく対応について理解している</li> <li>・ 支援対象児童等として扱うべき判断の基準について理解している</li> <li>・ 代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の意義と目的を理解している</li> <li>・ 代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の開催に必要な準備、実施方法を理解している</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 進行管理を行う意義と目的を理解している</li> <li>・ 進行管理を行うために必要な準備、実施方法を理解している</li> <li>・ 多機関ネットワーク（こども・若者支援地域協議会、重層的支援会議等）について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日頃から関係機関と頻繁に連絡を取り、連携が図られるようにしている</li> <li>・ 個別ケースの進捗状況や支援の効果について定期的に確認し、見直しを行っている</li> <li>・ 関係機関等が役割分担に基づく支援を継続できるように、関係者を支え、労うことができる</li> <li>・ 地域でのネットワーク支援を継続的に行っていくための関係機関に対する思いやりや尊敬の念を有している</li> <li>・ 関係機関（庁内を含む）に調整機関の意義と役割の理解を促進するとともに、組織間の信頼関係の構築、維持ができる</li> <li>・ 主担当がどこの機関にあるかにかかわらず、地域のケースをマネジメントする立場を自覚している</li> <li>・ 個別ケース検討会議等において、調整機関の調整担当者としての立場と、個人としての意見や感情を分けた姿勢、態度を取ることができる</li> <li>・ 他機関の職員の専門性を尊重し、関係を築くことができる</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談所への送致が必要なケースを適切に判断することができる</li> <li>・ 児童相談所による判定が必要なケースを適切に評価し、つなぐことができる</li> <li>・ 児童相談所から指導委託されたケースについて児童相談所と協働し、適切に支援を実施することができる</li> <li>・ 児童相談所から送致されたケースについて適切に調査、支援を実施することができる</li> <li>・ 児童相談所とこども家庭相談担当課の間で、ケース対応における支援の隙間が生じないように、現実的な役割分担をすることができる</li> <li>・ 一時保護、被措置児童等の家庭への対応について、児童相談所と協働して関係機関の支援の調整ができる</li> </ul>

No.	科目名	個別到達目標
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個々のケースを継続的に助言、指導することができる</li> <li>• 個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けた支援方針の検討と役割分担の協議を進め、深めることができる</li> <li>• 相談内容に応じて他機関による支援に移行されるよう、適切な支援をすることができる</li> <li>• 地域の関係者の役割分担を行い、効果的にその家族やこどもに関わっていくことができる</li> <li>• 関係機関を支えるコンサルテーション及びコーディネートを行うことができる</li> <li>• 警察の組織、役割を理解し、協力の依頼や連携をすることができる</li> <li>• 庁内の組織、役割を理解した調整ができる</li> <li>• 関係機関等と信頼関係を築き、維持し、修復することができる</li> <li>• 関係機関が抱く危機意識を受け止め、客観的な評価のもと、ケース対応の依頼や関係機関のフォローができる</li> <li>• 地域で多機関ネットワークを構築することができる</li> <li>• 要保護児童対策地域協議会において適切に情報共有ができ、多機関での支援計画を立てることができる</li> <li>• こどもに関わる様々なネットワークと連携し、協働することができる</li> <li>• 関係機関の役割を十分に活用して、ネットワークで支援をしていくことができる</li> <li>• リスクアセスメントを行うために必要な情報を、関係機関から適切に収集することができる</li> <li>• 関係機関間で、支援対象児童等として扱う基準が異なる際の調整ができる</li> <li>• 関係機関間でのリスクの受け止め方の相違について、共通理解の促進と調整ができる</li> <li>• 関係機関等に調整機関として必要な依頼や指示をすることができる</li> <li>• 関係機関等に対応方法を提案し、具体的な支援の依頼ができる</li> <li>• 他機関、多職種との連携のコーディネートができる</li> <li>• 転居ケースについて、他市町村や管轄外の児童相談所と、適切に引き継ぎや連携をすることができる</li> </ul>

No.	科目名	個別到達目標
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他機関、多職種が支援対象児童等に対する理解と支援を促進するための研修等を企画して実施することができる</li> <li>• 会議の議事運営を適切に実施することができる</li> <li>• 会議において参加者が平等に意見を話せる工夫をすることができる</li> <li>• 個別ケース検討会議の開催の必要性の判断ができる</li> <li>• 個別ケース検討会議の開催の頻度や参加機関の判断ができる</li> <li>• 個別ケース検討会議の開催に必要な準備や必要な資料（ケース概要、ジェノグラム、エコマップ等）の作成ができる</li> <li>• 個別ケース検討会議で決定された支援の進捗状況についての連絡調整や情報の整理をすることができる</li> <li>• 個々のケースが抱えた課題を整理し、その解決に向けたアセスメントに基づいた支援方針と役割分担の協議を進めることができる</li> <li>• 進行管理を行う会議（実務者会議等）の実施に必要な情報の収集と、そのプロセスにおける関係機関への依頼や指示を適切に行うことができる</li> <li>• 進行管理を行う会議（実務者会議等）を適切に実施することができる</li> <li>• 進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を適切に記録することができる</li> <li>• 進行管理を行う会議（実務者会議等）の適正な規模や開催頻度について工夫と調整ができる</li> <li>• 進行管理を行う会議（実務者会議等）の結果を、次の支援活動に活かせるように、関係機関に具体的な提案、依頼ができる</li> <li>• 進行管理台帳への登録と終結に際しての提案ができる</li> <li>• 進行管理台帳への登録の終結の際に関係機関への留意点を説明し、指示することができる</li> <li>• 情報の客観性を評価し、合理的根拠に基づくケースの進行管理を行うことができる</li> <li>• 長期的視点で進行管理を行うことができる</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>役割分担や支援の進捗状況について適切に連絡調整や情報の整理ができる</li> <li>要保護児童に関する通告及び特定妊婦等に関する情報提供について、事実認定するための情報収集、情報の質の判断、論理的な思考、推論ができる</li> <li>地域のこどもと家庭のニーズに応じた施策の企画、立案、実施、変更ができる</li> </ul>
7	こどもの面接・家族面接、 家庭訪問（ロールプレー）	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者との面接に必要な態度、姿勢、技術について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者に対して、受容的な面接と教育的な面接を組み合わせることができる</li> <li>夫婦面接、家族合同面接を行う等して家族間のコミュニケーションを促進し、意見や関係の調整をすることができる</li> <li>家庭訪問による調査、面接、支援を適切に実施することができる</li> <li>こどもの年齢に応じた聞き取りを行うことができる</li> <li>こどもの意見・意向を適切に聞くことができる</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談者やこどもに、安心感を持ってもらえる態度や言葉遣いできている</li> </ul>
8	ソーシャルワークの基本	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソーシャルワークの定義、基本的な考えについて理解している</li> <li>ソーシャルワークの原理と倫理について理解している</li> <li>ソーシャルワークの方法とその変遷について理解している</li> <li>ソーシャルワークの方法論に基づいたこども家庭支援のあり方について理解している</li> <li>対人援助の基本（当事者との協働や多様性への配慮等）について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
9	こども家庭支援のための ケースマネジメントの基本	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケースマネジメントのあり方（地域関係機関と協働した支援等）について理解している</li> <li>初回面接と関係構築（ジョイニング）について理解している</li> </ul>

No.	科目名	個別到達目標
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケースに関する調査について理解している</li> <li>・ 家族機能の評価の方法について理解している</li> <li>・ 家族関係、家族力動の評価のあり方について理解している</li> <li>・ 地域資源とそのアクセスの仕方について理解している</li> <li>・ ケースのリスクとストレングスの評価について理解している</li> <li>・ こども・保護者との協働と支援計画について理解している</li> <li>・ 体罰や過度の叱責に頼らない適切なこどもへの対応方法を伝えるための技術や手法について理解している</li> <li>・ ケースの進行管理・再評価・終結について理解している</li> <li>・ ケース会議の進め方（ファシリテーション技術等）について理解している</li> </ul>
		<p style="text-align: center;">態度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもと家族の持つ力（レジリエンス）に注目している</li> <li>・ 支援計画にエンパワメントの視点を必ず盛り込んでいる</li> </ul>
		<p style="text-align: center;">技術</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者の生き方に寄り添い、子育てを支えるための支援関係を築くことができる</li> <li>・ 保護者と適切なコミュニケーションを図ることができる</li> <li>・ こどもの所属機関や関係機関から正確な調査を行うことができる</li> <li>・ 家族及び関連する者から十分な情報を収集する計画を立て、実行することができる</li> <li>・ 本人・家族・関係機関・近隣住民等からの情報に基づいて、こども及びその家族機能に関する適切なアセスメントを行うことができる</li> <li>・ 生育歴等を踏まえた包括的なアセスメントとリスクアセスメントを行うことができる</li> <li>・ アセスメントに基づきケースのリスクと支援の必要性のランク付けをすることができる</li> <li>・ アセスメントに必要な情報を適切に把握できる</li> <li>・ アセスメントシートを活用したケースの客観的な評価ができる</li> <li>・ 在宅支援においては、アセスメントに基づいた介入及び支援を関係機関と連携して計画することができる</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<p>できる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>親子関係、家族関係、拡大家族関係、地域との関係等、関係性の問題を適切に把握できる</li> </ul>
10	こども家庭センターの役割と業務	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭センターの目的、役割、業務について理解している</li> <li>こども家庭相談の業務とその流れについて理解している</li> <li>相談受理と支援の流れについて理解している</li> <li>一体的支援と合同ケース会議について理解している</li> <li>家庭支援事業等のサービスの活用、利用勧奨・措置について理解している</li> <li>サポートプランについて理解している</li> <li>市町村等と児童相談所間の連携方法（送致、指導委託等）について理解している</li> <li>多職種それぞれの専門性について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援において、地域資源を適切・有効に利用することができる</li> </ul>
11	社会的養護の理解と連携	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会的養護におけるソーシャルワークのプロセスについての意義を理解している</li> <li>里親制度（里親への支援を含む）について理解している</li> <li>社会的養護（養子縁組・特別養子縁組を含む）の制度やあり方及びこどもの養育の永続性と継続性について理解している</li> <li>社会的養護における権利保障の取組について理解している</li> <li>こどもの回復に向けた支援（アタッチメント形成、トラウマインフォームドケア、喪失への支援等）について理解している</li> <li>パーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントについて理解している</li> <li>こども・家族のケアの継続性を尊重した支援について理解している</li> <li>アドミッションケアからリービングケア・アフターケアについて理解している</li> <li>ファミリーソーシャルワーク及び家族関係形成支援のあり方について理解している</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生い立ちの整理とアイデンティティ確立の支援（ライフストーリーワークによる人生史の振り返り、自己受容、将来への展望等）について理解している</li> <li>・ こどもの自立に向けた支援(特に移行期支援を含む)について理解している</li> <li>・ 社会的養護施設と市町村との連携について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ -</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養子縁組や養子縁組の希望があるときに、適切な支援を行うことができる</li> <li>・ こどもが社会的養護（サービス）を利用している家族に対して、児童相談所と連携して支援を行うことができる</li> </ul>
12	こども虐待対応の基本	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的虐待／性的虐待／ネグレクト／心理的虐待について理解している</li> <li>・ こども虐待のリスク因子に関して理解している</li> <li>・ 民法における親権の理念及びその制限に関して理解している</li> <li>・ こども虐待の発生予防について理解している</li> <li>・ こども虐待防止を地域ネットワークで行い、地域で在宅支援していくために必要な知識を有している</li> <li>・ こども虐待における早期発見・早期対応について理解している</li> <li>・ 通告の受理、安全確認について理解している</li> <li>・ 通告時の聞き取り方について理解している</li> <li>・ 通告時の危機アセスメント、初期マネジメントについて理解している</li> <li>・ 虐待を受けたこどもに対する診察技術に関する知識を有している</li> <li>・ ネグレクトの判断に役立つこどもの所見に関して理解している</li> <li>・ 心理的虐待（家庭の中の暴力にさらされた状態を含む）を受けたこどもの所見及び心理的虐待の判断について理解している</li> <li>・ 被害事実確認の留意点について理解している</li> <li>・ 一時保護の方法、目的とともに、一時保護の及ぼす影響（こども、保護者、関係機関）について理解</li> </ul>

No.	科目名	個別到達目標				
		<p>している</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こどもの環境変化（一時保護時及び施設入所時等）とその影響について理解している</li> <li>・ 児童福祉法第 28 条に基づく措置、親権停止・喪失の申立て等家庭裁判所への申立てについて理解している</li> <li>・ こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）について理解している</li> <li>・ 特別に留意が必要な虐待について理解している</li> <li>・ 教育ネグレクトや医療ネグレクトについて理解している</li> <li>・ 代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）について理解している</li> <li>・ 乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）について理解している</li> <li>・ 性的虐待への対応について理解している</li> <li>・ DV との関連、DV 対応部署との連携について理解している</li> <li>・ 配偶者からの暴力の特徴、対応のあり方、及びそれに関する制度を述べることができ、配偶者からの暴力にさらされることが、こどもにどのような影響を与えるかを理解している</li> <li>・ 虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響について理解している</li> <li>・ こども虐待事例の心理支援について理解している</li> <li>・ 心理検査、心理療法の適用について理解している</li> <li>・ 保護者への支援について理解している</li> <li>・ こども虐待やその他の逆境体験のあるこどもや親への支援方法について理解している</li> <li>・ こども虐待による死亡事例等の検証結果に基づく課題と提言の趣旨を理解している</li> </ul>				
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="611 1161 723 1209">態度</td> <td data-bbox="723 1161 2074 1209"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 1209 723 1351">技術</td> <td data-bbox="723 1209 2074 1351"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと支援を行うことができる</li> <li>・ こども虐待の重症度判定のリスクアセスメント及びこどもの生命の危機等を察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる</li> </ul> </td> </tr> </table>	態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる</li> </ul>	技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと支援を行うことができる</li> <li>・ こども虐待の重症度判定のリスクアセスメント及びこどもの生命の危機等を察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる</li> </ul>
態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 虐待に至る家族背景や保護者の気持ちに目を向け、寄り添うことができる</li> </ul>					
技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ こども虐待通告（相談）に対する緊急性に関する適切なアセスメントと支援を行うことができる</li> <li>・ こども虐待の重症度判定のリスクアセスメント及びこどもの生命の危機等を察知し、緊急性の判断を的確に行うことができる</li> </ul>					

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 包括的なアセスメントとリスクアセスメントに基づく一時保護（送致）の必要性の判断ができる</li> <li>• 配偶者からの暴力に関する知識を持ち、制度を理解し、こども家庭支援に活かすことができる</li> <li>• 配偶者からの暴力被害を受けた者の心理的傾向を理解し、女性相談支援員等と協働し、継続的な支援を実施できる</li> <li>• こども虐待対応の寄り添い型のソーシャルワークの意義（必要性）を理解し、行うことができる</li> </ul>
13	母子保健の役割と連携	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチについて理解している</li> <li>• 母子保健事業の歴史と課題について理解している</li> <li>• 妊娠・出産に係る法律（母子保健法、母体保護法、民法）について理解している</li> <li>• 妊娠・出産に係るそれぞれの時期での心身の危険と支援について理解している</li> <li>• 母子健康手帳の活用について理解している</li> <li>• 母子保健情報の記録について理解している</li> <li>• 特定妊婦の支援について理解している</li> <li>• 入院助産制度について理解している</li> <li>• 母子保健との一体的な支援について理解している</li> <li>• 保健所との連携のあり方について理解している</li> <li>• 精神疾患に関する保健所の役割について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>• -</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 妊娠、出産から子育て期までの母子の健康上の問題、母子保健制度及びこれに関連する手続を理解し、こども家庭支援に活かすことができる</li> <li>• 産科と連携し、特定妊婦の把握、支援を適切に行うことができる</li> <li>• 特定妊婦と考えられる妊婦からの聞き取りができ、心身の問題やリスクを把握できる</li> <li>• 特定妊婦への支援を協働して実施することができる</li> <li>• 入院助産制度を理解し、こども家庭支援に活かすことができる</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>母子保健情報を活用することができる</li> <li>母子保健とこども家庭相談が切れ目のない支援を行うことができる</li> <li>予期しない妊娠をしている女性の支援をすることができる</li> <li>母親の知的能力に応じた妊娠、出産、子育てについて支援することができる</li> </ul>
14	こどもの所属機関の役割と連携	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属機関の役割について理解している</li> <li>学校教育に関する法令と制度及びこれに関連する手続について理解している</li> <li>教育委員会の組織とそれぞれの役割について理解している</li> <li>学校組織（校務分掌を含む）について理解している</li> <li>生徒指導の概念と手法について理解している</li> <li>学校のいじめ、不登校への取組について理解している</li> <li>特別支援教育制度について理解している</li> <li>スクールソーシャルワーカーの役割を理解している</li> <li>スクールカウンセラーの役割を理解している</li> <li>保育所等に関する制度及びこれに関連する手続について理解している</li> <li>所属機関における特別なニーズのあるこどもへの支援について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校や保育所等、こどもにとっての身近な居場所となる機関とのつながりを活用し、協働することができる</li> <li>こどもの所属機関が適切に虐待通告、情報提供を行うことができるように連携の基盤を作ることができる</li> <li>学校教育に関連する手続を理解し、こども家庭支援に活かすことができる</li> <li>不登校の背景の調査を適切に行うことができる</li> <li>保育所等入所に必要な手続を理解し、こども家庭支援に活かすことができる</li> </ul>

No.	科目名		個別到達目標
			<ul style="list-style-type: none"> <li>こどもの特性に応じた教育を受けられるように支援を行うことができる</li> </ul>
15	こどもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用	知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども・子育てに関する制度や事業及びこれに関連する手続について理解している</li> <li>こどもの貧困に関する制度及び対策について理解している</li> <li>こどもの自殺防止対策について理解している</li> <li>こども・若者支援に関する制度について理解している</li> <li>ひとり親家庭への支援制度及びこれに関連する手続について理解している</li> <li>地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制（重層的支援を含む）について理解している</li> <li>障害に関する基礎的な知識・制度について理解している</li> <li>障害支援区分認定等により利用できる市町村のサービス体系を理解している</li> <li>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する制度について理解している</li> <li>障害児（医療的ケア児を含む）への対応、保護者支援のあり方について理解している</li> <li>生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続について理解している</li> </ul>
		態度	<ul style="list-style-type: none"> <li>-</li> </ul>
		技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭を対象とした制度及びこれに関連する手続を理解し、こども家庭支援に活かすことができる</li> <li>障害児支援施策について理解し、こども家庭支援に活かすことができる</li> <li>生活保護制度、低所得者対策制度及びこれに関連する手続を理解し、こども家庭支援に活かすことができる</li> </ul>